

深谷市教育施策大綱

(令和5年度～令和9年度)

基本理念

教育基本法では第1条において、教育の目的として、「人格の完成」と、「平和な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成」が規定されています。

渋沢栄一は、志を立てることは人生の大切な出発点であると考えていました。この志を実現するためには、生涯を通じて知・徳・体の調和のとれた学びを続け、「生きる力」を身に付けることが重要であり、そのことが「人格の完成」に近づくものであると考えます。

また、「平和な国家及び社会の形成者」であるためには、他者に対して真心と思いやりをもって接することが大切です。これは渋沢栄一が処世の方針とした忠恕の考えと一致するものです。忠恕の心を育むためには、多様な個性を持つ人々と支え合い、同じ目標に向かって協働し、文化・芸術に触れ、豊かな情操を養う必要があると考えます。

このように、教育の目的を達成するため、本市では、渋沢栄一が生涯を通じて大切にされた「立志の精神」と「忠恕の心」を受け継ぐ教育に取り組むことが重要であると考え、第1期計画及び第2期計画に引き続き、次の基本理念を掲げます。

「立志」と忠恕の深谷教育」

～ふるさとを愛し、夢をもち志高く生きる～



(渋沢栄一)

3つの視点

基本理念である「立志と忠恕の深谷教育」の実現に向け、次の3つの視点に留意して、教育行政を推進していきます。

● 夢・志と生きる力

● 共生と支え合い

● 生涯の学びと活躍

基本目標

基本理念を踏まえ、今後5年間に取り組む教育施策の7つの基本目標を示します。

I 確かな学力と自立する力の育成

子供たちの社会的自立に向けて、基礎・基本の徹底を図り、思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を身につけさせます。また、ふるさと深谷の伝統と文化を尊重し、グローバル化を見据えた教育や時代の変化に対応する教育を推進します。さらに、キャリア教育や幼児教育、特別支援教育を推進し、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力を育みます。

Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

子供たちの豊かな心を育むため、体験活動を充実させるとともに、道徳教育、人権教育を推進します。また、いじめ、不登校、非行・問題行動の未然防止、及び発生時における速やかな対応を図るため、家庭との緊密な連携を図った生徒指導体制を充実させていきます。

さらに、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、家庭や地域と連携した学校保健活動の充実や食育の推進などにより健康の保持増進を図るとともに、体力向上に向け、一人一人の目標に即したきめ細かい指導を実践し、健やかな体を育成します。

Ⅲ 地域に信頼される学校教育の推進

教職員研修の充実や効果的な指導技術の共有化などにより、若手からベテランまで、全ての教職員の資質・能力を向上させるとともに、ICT機器の活用等による業務の効率化を進め、教職員の働き方改革の推進を図ります。併せて、学校・家庭・地域の協働による学校運営協議会*を活用し、学校組織運営及び危機管理体制の改善・充実を図るとともに、地域と一体となって交通安全・防災に関する意識を啓発することにより、学校安全体制の整備を進めます。

また、学習環境の整備・充実などにより、一人一人の個性と能力を育む質の高い学校教育を推進します。

Ⅳ 家庭・地域・学校の連携と協働による教育力の向上

次代の社会を担う全ての子供が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができるよう、自立心・自己肯定感の育成や心身の調和のとれた発達に向けた家庭教育支援を充実していきます。

また、地域学校協働活動推進員の配置や学校応援団活動の充実などにより、家庭・地域・学校がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、相互に手を取り合い、地域総がかりで子供たちの育成に取り組むことで、教育力のさらなる向上を目指します。

V 生涯学習の推進

多様化する市民の学習ニーズに対応するため、講座・教室などのさらなる充実を図るとともに、学習情報の提供、指導者の育成・確保、企業等の専門的知識・技術を活用した講座の開催など、生涯学習を推進する体制を整えます。そして、そこで得た成果を地域に還元したり、次の世代に伝えたりするなど、循環型の学びを充実させ、生涯学習と社会参画の環境づくりを推進します。

また、市民が気軽に主体的かつ継続的に生涯学習活動に取り組めるよう、公民館や図書館などの生涯学習施設の利用環境を整備し、学習活動及び地域コミュニティの拠点としての機能の充実を図ります。

VI スポーツ・レクリエーションの推進

誰もがそれぞれの特性・目的やライフステージに応じて気軽にスポーツ・レクリエーションに取り組めるよう、市内の体育施設（体育館・グラウンド）の環境を整備します。

また、イベントなどに関する積極的な情報提供や指導者の育成・確保などの体制を整備するとともに、各団体やスポーツ推進委員を核に、生涯を通じて健康の維持・増進や仲間づくりに寄与するスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

VII 郷土の歴史・文化の継承と活用

郷土の歴史的遺産や伝統文化の保存・活用を図るとともに、渋沢栄一翁や畠山重忠公をはじめとする郷土の偉人とその業績を顕彰し、次世代に伝えていき、郷土の魅力の効果的な発信により地域の持続的な維持発展に向けた好循環を創出します。

また、市民が心豊かな生活を送れるよう、文化・芸術活動の活性化を図り、文化の発展を目指します。